

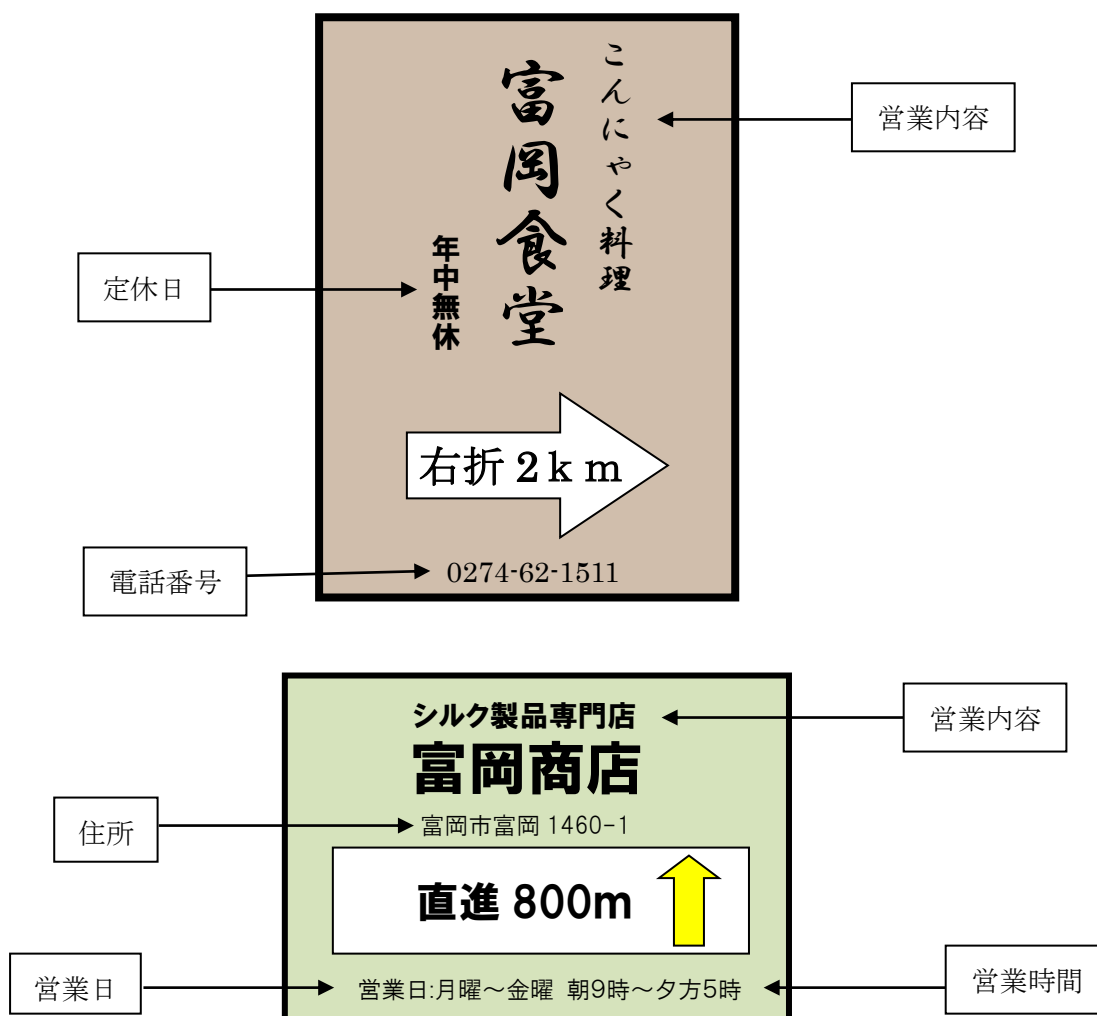
案内誘導広告物の表示可能内容が変わります（富岡市）

このたび、富岡市屋外広告物条例施行規則の改正により、案内誘導広告物に表示できる内容が変わりましたので、お知らせします。

改正内容

「名称・方向・距離」以外のものも、表示が可能になりました。

例



案内誘導広告物とは（富岡市屋外広告物条例施行規則）

案内誘導広告物とは、施設その他の場所への誘導を目的として、道路の分岐点若しくは交差点又は、敷地への入口等の付近において「施設又は場所の名称、方向、距離その他これらに類する事項」を表示したものをいいます。

営業内容や商品の宣伝を目的とするものは、「広告板」として扱います。

詳しくは裏面をご確認ください。

案内誘導広告物の基準

区分	禁止地域等		許可地域等	
	禁止地域	特定禁止地域	特定許可地域	第1種許可地域 第2種許可地域
表示面積	1面 2㎡以下 合計 4㎡以下		1面 3.3㎡以下 合計 6.6㎡以下	
集合看板の 表示面積	1面 10㎡以下 合計 20㎡以下 (ただし、一つの施設又は場所につき 1面 2㎡以下、かつ合計 4㎡以下)		1面 10㎡以下 合計 20㎡以下 (ただし、一つの施設又は場所につき 1面 3.3㎡以下、かつ合計 6.6㎡以下)	
高さ	5m以下			
表示内容	施設や場所への誘導を目的としていること ※1 施設又は場所の名称、方向、距離その他これらに類する事項			
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと			
距離	※2 交差点から 5m以上離す			
範囲	案内誘導目的地から 10 km以内	案内誘導目的地は 特定景観計画区域内に限る	案内誘導目的地から 10 km以内	
色彩	制限あり			
個数	1つの交差点等の付近において、1目的地につき 3個以下			
その他	屋上以外の場所であること 光源の点滅がないこと			

- ※1
- ・「名称・方向・距離」が表示されていること。
 - ・「名称・方向・距離」の文字や矢印の大きさは、その他のどの文字よりも大きいこと。
 - ・「名称・方向・距離」以外には、業種、営業内容、診療科目、営業日、定休日、営業時間、住所、電話番号が表示できる。
 - ・「名称・方向・距離」以外の文字列の大きさの合計は、1面の表示面積の25%以下であること。
 - ・写真、イラスト等は禁止（商標は含まれない）とする。
 - ・大きさとは、文字や文字列、矢印が納まる最小の長方形面積とする。

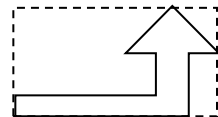
大きさの測りかた



文字



文字列



矢印

- ※2 交差点からの距離とは、官民境界からの距離とする。

